

INFORMATION

「新潟県おもいやり駐車場制度」協力区画を設けました



当院では「新潟県おもいやり駐車場制度」の趣旨に賛同し、外来駐車場の病院入口に最も近い駐車区画4台分を「おもいやり駐車場制度 協力区画」として指定しました。

「新潟県おもいやり駐車場利用証」をお持ちの方以外の駐車はご遠慮ください。

■「新潟県おもいやり駐車場制度」とは

身体に障がいのある方、妊産婦の方など歩行が困難な方に県が利用証を交付し、利用証の有無により対象者を明確にすることで、障がい者等利用駐車スペースの適正な利用を確保することをねらいとした制度です。

■利用対象者は

- ・県が指定する等級以上の身体障害者手帳所持者、要介護・要支援認定を受けている方、妊産婦などで、かつ歩行が困難な方または歩行に配慮が必要な方です。
- ・県から「利用証」の交付を受ける必要があります。
- ・他の府県が交付した同様制度の利用証をお持ちの方も利用できます。

■この駐車区画を利用するには

協力区画を利用する際は、必ず利用証をバックミラーのステーにかけるなどして掲出してください。



■本区画利用希望の方へお願い

- ・右図のような障がいや高齢等を示す標章類を貼付した車両や、警察交付の「駐車禁止除外指定標章」をお持ちの場合でも、本区画の利用対象であることを明らかにし、お互い気持ちよく駐車場が利用できるよう、「おもいやり駐車場利用証」を掲出してください。
- ・利用証をお持ちの方でも、協力区画が満車の場合には一般区画をご利用ください。



■利用証の申請窓口

新潟県庁障害福祉課あてに必要書類を郵送するか、各区役所健康福祉課などで申請してください。

当院地域連携センターでも申請書類をご用意し、対象に該当するかなどについてご相談に応じます。

【制度所管・問い合わせ先】

新潟県障害福祉課計画推進係

福祉のまちづくり担当

電話 025-280-5211